

第3章 貯蔵施設及び特定供給設備

第1 許可申請 (法第36条)

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第28「貯蔵施設等設置許可申請書」

(2) 申請時期

液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設（貯蔵能力3トン以上）を設置しようとする場合又は特定供給設備（容器又はバルク容器の場合は貯蔵能力3トン以上、貯槽又はバルク貯槽の場合は貯蔵能力1トン以上）を設置して液化石油ガスを供給しようとする場合には、事前に申請すること。

(3) 添付書類

なお、◆印の書類等は、申請の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 消防長の意見書


イ 貯蔵施設等の所在地の案内図

ウ 貯蔵施設等の位置及び付近の状況を示す図面


◆エ 貯蔵施設の構造、設備、装置について示した図面（平面図、立面図、詳細図等）

◆オ 特定供給設備の構造、設備、装置について示した図面等（平面図、立面図、配管図 仕様書 強度計算書、組立図等）


◆カ 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

 III 関係書式/第3 貯蔵施設等に係る関係書式（116ページ）


◆キ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルクを除く容器）

 III 関係書式/第3 貯蔵施設等に係る関係書式（117～118ページ）

◆ク 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク容器）


 III 関係書式/第3 貯蔵施設等に係る関係書式（119～121ページ）

◆ケ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク貯槽）

 III 関係書式/第3 貯蔵施設等に係る関係書式（122～125ページ）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

 I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5 ページ)

3 許可の基準について

法第37条に基づく規則第52条(貯蔵施設)、第53条(特定供給設備)又は第54条(バルク供給に係る特定供給設備)で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、技術上の基準に適合する場合は、細則様式第9号「貯蔵施設等設置許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

消防長の意見書交付申請書(細則様式第13号)は保安係に届出すること。なお、申請する際は次の書類等を添付すること。

- (1) 貯蔵施設等設置許可申請書の写し
- (2) 貯蔵施設等の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (3) 防火管理の計画書

第2 変更許可申請（法第37条の2）

1 申請書の提出について

(1) 申請書類

規則様式第29「貯蔵施設等変更許可申請書」

(2) 申請時期


貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をしようとするとき又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 添付書類


なお、◆印の書類等は、申請の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 消防長の意見書


◆イ 貯蔵施設の位置及び構造等の変更明細書

 III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（125～126 ページ）

◆ウ 特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

 III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（127～131 ページ）

◆エ バルク特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

 III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（132～136 ページ）


オ 貯蔵施設等の所在地の案内図

カ 貯蔵施設等の位置及び付近の状況を示す図面

◆キ 貯蔵施設の構造、設備、装置について示した図面（平面図、立面図、詳細図等）

◆ク 特定供給設備の構造、設備、装置について示した図面等（平面図、立面図、配管図 仕様書 強度計算書、組立図等）

◆ケ 貯蔵施設の位置、構造及び設備総括表

 III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（115 ページ）

◆コ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルクを除く容器）

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（116～117 ページ）

◆サ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク容器）

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（118～120 ページ）

◆シ 貯蔵施設等の設置に係る許可申請書別紙（バルク貯槽）

☞ III 関係書式／第3 貯蔵施設等に係る関係書式（121～124 ページ）

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

☞ I 総則／6 申請に必要な手数料（5 ページ）

3 許可の基準について

法第37条の2第3項で準用する法第37条に基づく規則第52条（貯蔵施設）、第53条（特定供給設備）又は第54条（バルク供給に係る特定供給設備）で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 許可書について

審査の結果、技術上の基準に適合する場合は、細則様式第10号「貯蔵施設等変更許可書」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

消防長の意見書交付申請書（細則様式第13号）は保安係に届出すること。なお、申請する際は次の書類等を添付すること。

- (1) 貯蔵施設等変更許可申請書の写し
- (2) 貯蔵施設等の位置及び構造並びに付近の状況を示す図面
- (3) 防火管理の計画書

第3 軽微な変更の届出（法第37条の2第2項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第30「貯蔵施設等変更届書」

(2) 申請時期

軽微な変更をした後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

ア 変更部分の詳細を記述した書類・図面（必要に応じて写真等を添付）

イ （貯蔵施設の撤去又は特定供給設備の廃止の場合のみ）貯蔵施設等許可書（返納）

2 軽微な変更の取り扱いについて

次のアからエのいずれかに該当する場合は、軽微な変更として取り扱うものとする。

(1) 貯蔵施設の撤去

(2) 貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更

(3) 貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設

(4) 特定供給設備の廃止

第4 完成検査（法第37条の3）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

規則様式第31「貯蔵施設等完成検査申請書」

(2) 申請時期

貯蔵施設又は特定供給設備を設置又は変更し完成検査を受けようとするときは、申請すること。

(3) 添付書類

完成検査当日までに、次の書類等を検査職員に提出すること。なお、許可申請時に添付している場合は、提出不要とする。

ア フローシート又は配管図

対象機器の機器番号を図示すること。また、認定書等の交付を受けている機器については、認定番号も図示すること。

イ 認定書等の写し（認定書等の交付を受けている機器に限る。）

ウ 耐圧試験成績書及び気密試験成績書（認定書等の交付を受けていない機器に限る。）

エ 材料証明書（認定書等の交付を受けていない機器に限る。）

オ 組立状態における気密試験の記録

カ 耐圧試験、気密試験に使用した圧力計の校正記録

キ 施工写真（基礎・障壁の配筋の状況、コンクリートブロックのモルタルの充てん状況、埋設貯槽の設置状況、供給管等の腐しよく防止措置、その他必要なもの）

ク その他許可申請内容を証明する書類等

2 申請手数料について

さいたま市消防関係事務手数料条例に規定する手数料を納入すること。

3 検査の基準について

貯蔵施設等が法第37条で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 検査証について

検査の結果、基準に適合する場合は、規則様式第32「貯蔵施設等完成検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

第5 貯蔵施設、特定供給設備に係るその他届出等

1 貯蔵施設等完成検査受検届書（法第37条の3第1項ただし書き）

(1) 提出書類

規則様式第33「貯蔵施設等完成検査受検届書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定完成検査機関による完成検査受検後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

完成検査証の写し

2 貯蔵施設等完成検査結果報告書

(1) 提出書類

規則様式第34「貯蔵施設等完成検査結果報告書」

(2) 届出時期

高压ガス保安協会又は指定保安検査機関は、完成検査実施後、遅滞なく届出すること。

(3) 添付書類

完成検査の記録

3 名称等変更届書

(1) 提出書類

細則様式第19号「名称等変更届書」

(2) 届出時期

法定事項の変更を除き、次の内容について変更がある場合は変更後、速やかに届出すること。

ア 事業所名称

イ 本社所在地

ウ 事業所所在地（住居表示変更の場合に限る。）

(3) 添付書類

変更する内容を証する書面等

(4) その他

人事異動等による代表者の交代についての届出は不要とする。